

福島県教育委員会令和2年5月定例会会議抄録

1 開催日時	令和2年5月22日（金）午後1時30分から
2 開催場所	教育委員室（県庁西庁舎9階）
3 出席者	鈴木淳一教育長、1番 蜂須賀禮子委員、2番 浅川なおみ委員、3番 正木好男委員、4番 岩本光正委員、5番 吉津健三委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後1時30分、教育長から5月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	教育長から、蜂須賀委員と浅川委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記録係の指名	教育長から、佐藤主事が記録係に指名された。
(5) 政策監提出理由説明	<p>教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第1号については、福島県社会教育委員を任命するもの。</p> <p>議案第2号については、福島県いじめ問題対策委員会委員を委嘱するもの。</p> <p>議案第3号については、令和2年度第1号補正予算及び令和元年度第10号補正予算のうち教育委員会関係部分について、教育長臨時代理により処理を行ったことについて承認を求めるもの。</p> <p>議案第4号については、地方公務員法の規定に基づき教職員に対する懲戒処分を、教育長臨</p>

<p>(6) 会議（一部）非公開</p> <p>(7) 前回会議録の承認</p> <p>(8) 議案審議 議案第1号 議案第2号</p>	<p>時代理により処理を行ったことについて承認を求めるもの。</p> <p>議案第5号については、教職員に対する退職手当の支給制限を、教育長臨時代理により処理を行ったことについて承認を求めるもの。</p> <p>議案第6号については、令和3年度福島県公立学校教員採用予定者数の決定について、教育長臨時代理により処理を行ったことについて承認を求めるもの。</p> <p>議案第7号については、令和元年度教育・文化関係表彰の被表彰者の決定を、教育長臨時代理により処理を行ったことについて承認を求めるもの。</p> <p>報告第1号については、令和3年度使用教科用図書採択等に関する答申について報告するもの。</p> <p>報告第2号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項の、議案第1号から議案第7号及び報告第1号から報告第2号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p> <p>教育長が、令和2年3月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p> <p>福島県社会教育委員の任命について（議案第1号）、社会教育課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県いじめ問題対策委員会委員の委嘱について（議案第2号）、高校教育課長から説明が</p>
--	---

議案第3号	<p>あった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>教育長臨時代理による処理の承認について（議案第3号）、財務課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第4号	<p>教育長臨時代理による処理の承認について（議案第4号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、また、教育長臨時代理による処理の承認について（議案第5号）、義務教育課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第5号	
議案第6号	<p>教育長臨時代理による処理の承認について（議案第6号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第7号	<p>教育長臨時代理による処理の承認について（議案第7号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
(9) 報告事項	
報告第1号	<p>令和3年度使用教科用図書の採択等に関する答申について（報告第1号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。</p>
報告第2号	<p>訓告処分等について（報告第2号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。</p>
(10) 次回の日程	<p>次回の定例会について、教育総務課長から令和2年6月19日（金）午後1時30分から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p>
(11) 閉会	<p>午後2時28分、教育長から閉会が告げられた。</p>